

**情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の
一部を改正する法律案に対する修正案 要綱**

**一 電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令
における期間の定め**

検察官等が電磁的記録提供命令を受ける者に対して行う、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令については、1年を超えない期間を定めて行うこととすること。

（第218条新第3項関係）

二 電磁的記録提供命令等における留意事項

電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこと。

（附則新第40条関係）

三 映像等の送受信による通話に係る取組の推進

政府は、被告人又は被疑者（以下「被告人等」という。）にとって、弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）の援助を受けることが重要であることに鑑み、刑事訴訟法第39条第1項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けている被告人等と弁護人等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護人等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進するものとする。

（附則新第41条関係）

四 その他

その他所要の規定を整備すること。